

## 「クロライーナ生成水＝微酸性次亜塩素酸水」の使用方法について

1. クロライーナで生成される次亜塩素酸水の性状はどのようなものですか？

pH（酸性度）：5.0～6.5（微酸性領域）

有効塩素濃度：20ppm～40ppm（5段階切り替え）

（ppm＝mg/kg）

2. クロライーナで生成される次亜塩素酸水は食品に使えますか？

「殺菌料」として食品添加物の認可を受けていますので食品に使用することができます。

食品添加物として使用する際は、下記に公開されております、官報「次亜塩素酸水の食品添加物指定に関連する資料」の「使用上の留意点」を参照ください。（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/08/dl/s0819-8m.pdf>

3. クロライーナで生成された次亜塩素酸水の殺菌性能は？

クロライーナおよび、その生成水は医療機器の認可や医薬品、医薬部外品の認可を受けていませんので、薬機法上特定の菌やウイルスに対する不活化効果を謳うことはできません。

ただし、食品添加物の認可を取得した際の評価資料が下記に公開されておりますので参照ください。（厚生労働省ホームページ、一般財団法人機能水研究振興財団ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0320-7h.pdf>

<http://www.fwf.or.jp/kinousui.html>

4. クロライーナで生成された次亜塩素酸水の安全性は？

食品添加物として認可を受けた際の安全性評価データが下記に公開されておりますので参照ください。（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/dl/s0320-7i.pdf>

5. クロライーナの生成水は新型コロナウイルスに効果がありますか？

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）では、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、家庭や職場におけるアルコール以外の消毒方法の選択肢を増やすため、経済産業省の要請に応じ、次亜塩素酸水などの有効性評価を実施しました。（4/15～6/25）

その結果、『一定濃度以上の次亜塩素酸水が、新型コロナウイルスの消毒に対し有効である』ことが報告されました。

<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html>

同上、報告書では、以下の「次亜塩素酸水」を有効と判断し、使用上の注意点も示されました。

- ・次亜塩素酸水（電解型/非電解型）は有効塩素濃度 35ppm 以上
- ・ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは有効塩素濃度 100ppm 以上

注意事項

- ① 汚れ（有機物：手垢、油脂等）をあらかじめ除去すること
- ② 対象物に対して十分な量を使用すること

6. 次亜塩素酸水の使用上の注意は？

次亜塩素酸水は汚れなど有機物の影響により効果が低下します。よって、対象物の汚れを事前に取り除くことや、十分な量の次亜塩素酸水を使用することが大切です。

アルコールを少量使用した消毒方法とは異なり、対象物が“ヒタヒタ”になるくらい次亜塩素酸水を使用することが必要です。

7. 次亜塩素酸水を保存する上での注意事項は？

次亜塩素酸水は紫外線によりその有効性が失われます。そのほか、保存容器の密閉性、遮光性、保管温度などの影響を受けるため、次亜塩素酸水を容器に入れて保管する際は、遮光性の容器にしっかり密閉し、冷暗所で保管してください。保存条件が良ければ一週間程度その性能を維持することが可能ですが、使用する際は生成水のpH、有効塩素濃度を確認してからご使用ください。※機器をご購入された際、有効塩素濃度測定紙が付属しております。

8. 次亜塩素酸水を超音波噴霧器で噴霧してもいいのですか？

5項で示したNITEによる評価では次亜塩素酸水の安全性については評価対象外であり次亜塩素酸水の噴霧については意見を示されませんでした。

弊社におきまして、次亜塩素酸水を噴霧し人が長期的に吸入した際の安全性は確認できていませんので、塩素ガスにおける作業環境評価基準（0.5ppm）への適合確認や、適切な喚起など、お客様の判断に基づき利用可否の判断をお願いいたします。

また、次亜塩素酸水には微量の塩分を含んでいるため、長期的な噴霧などが電気製品、精密機器等に影響を与える可能性もありますのでご注意ください。

9. 次亜塩素酸水を人体に使用してもいいのですか？

人体に付着した細菌やウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。

よって、クロライナーで生成される次亜塩素酸水を人体に使用する目的は、薬機法に準拠し、消毒、殺菌を目的とせず、除菌と表現します。また、カタログ等に表記している手洗いは、特定ウイルスの感染価の減少を目的とした除菌ではなく、日常的に実施される衛生学的手洗いによる清浄度を保つ意味として表記しています。また、飲料用ではありませんのでご注意ください。

（本内容は2020年7月13日現在のものであり、情報は更新・変更されることがあります、ご了承くださいませ）

以上

株式会社アルテック